

## 事前にいただいたご意見のまとめ

本資料は、2005 年 10 月上旬に諮問委員の皆様よりいただいたご意見を取りまとめたものです。

### 初等中等教育機関等の名称

( ~ 幼稚園、~ 小学校、~ 中学校、~ 高校など )

#### 予約ドメイン名とした目的

- 対象教育機関への公平な割り当て方法を検討するため

#### (1) 登録対象について

- 予約ドメイン名とした目的に照らし、対象教育機関から要望があれば登録を行うことができるよう制度を整えるべき。しかし、教育機関とは無関係な第三者の悪意あるドメイン名登録は防ぐ必要がある。

#### (2) 登録方法について

- 教育機関におけるインターネット環境の整備状況は組織間で格差が存在しているのが実情であり、早い者勝ちの登録方法はインターネット利用環境の整備の進んでいない組織に対して不公平であり望ましくない。
- 対象となる教育機関には同じ名称をもつ組織が存在するため、すべての組織に対して一意に識別できるドメイン名を割り当てるとともに、組織名の略称などの利便性を考慮した文字列もドメイン名として登録できることが望ましい。
- すべての組織に一意に識別できるドメイン名を割り当てるなどの措置を取らず、ドメイン名の文字列を自由に選択可能にする場合は、自組織とまったく関係のない名称や他の組織の名称を登録できることによる混乱を防止する必要があるため、文字列の選択ルールを定めておくべき。

#### (3) 料金について

- 教育機関では予算の問題でドメイン名の導入に対する意思決定に時間がかかる場合があるため、教育現場におけるインターネット活用の促進という観点から、料金面での優遇措置を検討すべき。
- 対象となる教育機関にはさまざまな経営形態(公立、私立、専門学校など)があり一様に優遇措置の対象とすべきではない。
- 料金面での優遇措置を実施する場合は、それにかかるコストが他の登録者の不利益にならないことが必要であるため、行政機関などと協力して実施できる施策についても検討すべき。

-

(4) 取り組みの周知方法について

- 本件の取り組みに関する周知については、対象教育機関(約 42,000 校)へ情報を十分に伝えることが重要であるが、そのコストは利用者が負担することとなる。社会的に有効と認められる合理的な周知方法をもって実施完了とするなど、バランスを考慮したルールを定めるべき。

---

**国際的な政府間機関(国連など)の名称**

( 国連、世界銀行、欧州特許庁、経済援助相互会議など )

予約ドメイン名とした目的

- 公的名称を第三者が登録することによる混乱防止

(1) 登録対象について

- 予約ドメイン名とした目的に照らし、公的名称を第三者が登録することによる混乱を防止する必要があるが、当該組織からのドメイン名登録要望があれば受け付けるべき。

(2) 予約ドメイン名の取り扱いについて

- 対象となる国際的な政府間機関に変更が生じている場合は、予約ドメイン名リストの更新を行っていくべき。
- 対象組織が新設された場合に、JPRS がその事実を確認し予約ドメイン名リストへ追加を行うよりも先に第三者によって登録されてしまう可能性があることは否めない。
- 第三者による悪意のある登録に対しては、紛争解決方針が適用できるように JP-DRP の検討も必要。

---

**行政・司法・立法に関する名称**

( 総務省、衆議院、最高裁判所、東京都、横浜市など )

予約ドメイン名とした目的

- 公的名称を第三者が登録することによる混乱防止

(1) 登録対象について

- 予約ドメイン名とした目的に照らし、公的名称を第三者が登録することによる混乱を防止する必要があるが、当該組織からのドメイン名登録要望があれば受け付けるべき。

- 市町村名には同一名称が存在するため、名称の割り当て方法については地方自治体のコミュニティ等との検討や、当事者間での協議を行うことが必要。

(2) 登録方法について

- 予約ドメイン名の内容を関係する組織や用途によってさらに分類し、それぞれに登録方法の検討が必要。

(3) 予約ドメイン名の取り扱いについて

- このカテゴリの予約ドメイン名には、関係する省庁や組織ごとに定めた文字列の数・内容に差が見られるため、改めて見直しを図ることも必要。
- 対象となる組織名などに変更が生じており、予約ドメイン名リストの更新を行っていく必要がある。
- 予約ドメイン名への追加を行う場合、JPRS がその事実を確認し追加を行うよりも先に第三者によって登録されてしまう可能性があることは否めない。
- 市町村名については合併等により変更が激しい。混乱防止という観点から、存在しなくなった市町村名については当面予約を継続すべきである。また、新設された市町村の中には既に第三者によってドメイン名を登録されているものもあるが、これらの登録を無効とすることは適切ではない。
- 市町村名など、地域名をドメイン名とするものについては、統廃合などにどのように対処するのか、ということをお明らかにしておくことが必要。

(4) 「北海道」の取り扱いについて

- 「北海道」という文字列は地名と行政区分名(都道府県)の2つの意味があるが、ドメイン名として登録・利用を進めていく側に扱いを含め、47 都道府県を統一的に取り扱うべき。